

地区計画の区域内における行為の届出等の手続きについて

1) 地区計画の区域内における行為の届出書 (第1号様式)

- ※ 申請者 → 南城市
- ※ 工事着手30日前迄(都市計画法第58条の2第1項)
- ※ 添付書類及び図面(図面サイズはA3まで)等

- ① 同意書(第3号様式)
- ② 位置図
- ③ 敷地配置図
- ④ 敷地縦横断図
- ⑤ 求積図
- ⑥ 建物平面図
- ⑦ 建物立面図
- ⑧ 外構図
- ⑨ 外壁の色彩
- ⑩ その他南城市が必要とする書類及び図面等
・委任状

2) 地区計画の区域内における行為の届出に関する適合通知書 (第4号様式)

- ※ 南城市 → 申請者

3) 建築確認申請書(建築基準法第6条第1項)

- ※ 申請者 → 南部土木事務所又は民間の建築確認会社 等
- ※ 第4号様式(写し)を添付して提出

4) 建築確認済証(建築基準法第6条第4項)

- ※ 建築主事 → 申請者

5) 地区計画の区域内における行為の着手届 (第5号様式)

- ※ 申請者 → 南城市